

舞 監 第 22 号  
平成29年11月29日

舞鶴市議会議長 上野 修身 様

舞鶴市監査委員 谷川 眞司

### 定期監査の結果及び措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり提出し、措置状況について同条第12項の規定により併せて公表する。

#### 記

- 1 監査の対象  
平成28年度病院事業
- 2 監査の期間  
平成29年6月1日から11月7日まで
- 3 監査の方法  
提出された書類の調査及び関係職員から事情聴取を行うなど、通常の方法により実施した。  
なお、監査委員 瀬野淳郎は、平成29年3月31日まで市民病院管理部総務課長の職にあったので、病院事業会計にかかる定期監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。
- 4 監査の結果  
別紙のとおり

定期監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・監査対象 病院事業会計
- ・監査期間 平成29年6月1日～11月7日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○市外出張命令書兼復命書</p> <p>(1) 市外出張復命書において報告事項が消せるボールペンで記載されている。行政文書への使用は不適切であり使用禁止を徹底されたい。</p> <p>(2) 公務上特別の必要があると認められる場合で航空旅行をする場合は、特命により旅費を支給されたい。また、出張期間と航空料金詳細の出発日に齟齬があるので適正に事務処理をされたい。（市立舞鶴市民病院企業職員旅費支給規程第2条第2項）</p>	<p>(1) 該当文書については、通常のボールペンで訂正を行い、改めて院内向けに公文書への消せるボールペン使用禁止の通知・指導を行いました。</p> <p>(2) 今後、飛行機利用の場合は特命を受けることとし、適正な事務処理を行います。</p>
<p>○時間外勤務命令簿</p> <p>(1) 時間外勤務命令簿において消せるボールペンや鉛筆で記載されているものが複数ある。行政文書への使用は不適切であり使用禁止を徹底されたい。</p> <p>また、時間数等が修正テープで修正され訂正印が押されていないものや記載漏れの箇所がある。適正な事務処理の徹底を図られたい。</p> <p>(2) 休日に6時間以上勤務をしているが休憩時間がとられていないものがあつた。関係職員に対し周知徹底するよう再度指導をされたい。</p> <p>(3) 時間数計算において合計誤りや計算漏れがあるので、時間外勤務手当を追加支給されたい。</p>	<p>(1) 院内向けに公文書への消せるボールペン使用禁止の通知・指導を行いました。また、訂正の際は正しい方法で行う事を徹底します。</p> <p>(2) 関係職員に指導を行いました。</p> <p>(3) 早急に修正を行い、追加支給を行います。</p>
<p>○立替払い</p> <p>前回は指摘したが研修会の参加費等、職員の立替払いが散見される。現金による支払いが必要な際は、資金前渡によるものとし、舞鶴市病院事業会計規程に基づいた処理をされたい。（舞鶴市病院事業会計規程第36条）</p>	<p>研修会参加費については事前に申請するよう通知し、資金前渡にて処理を行います。</p>

<p>○資金前渡</p> <p>(1)不特定の消耗品購入に際し、まとめて資金前渡を受けて市の登録業者以外で随時購入し、年末と年度末に精算をしている。舞鶴市病院事業会計規程第36条第1項第5号の規定による「経費の性質上現金支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」とは言い難いので適正に処理をされたい。</p> <p>(2)資金前渡の精算において、領収書に宛名がないものや、内容が特定できないもの、検収印が無いものが散見されるので適正に事務処理をされたい。</p>	<p>(1)消耗品購入について、適切な事務処理を行うよう改善します。</p> <p>(2)今後、確認機能を強化し、適正に事務処理を行います。</p>
<p>○契約事務等</p> <p>(1)業務委託契約の見積書の有効期限が平成28年3月31日となっているが、平成28年度の年間契約であるので、見積書を取り直すなど適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2)検査調書において、点検結果報告書等の届出日以前に検査が実施されている。市立舞鶴市民病院契約規程第2条の規定を遵守されたい。</p> <p>(3)車検時修理について当初契約と変更後契約で受注者が一致していない。適正な事務処理をされたい。</p> <p>(4)見積書を複数徴しているにもかかわらず、適用条項を舞鶴市契約規則第24条第2項第1号としているものが複数ある。正しくは、同規則第24条第2項であるので正確に適用されたい。</p> <p>(5)トイレ便器取替工事において完成届が確認できないので業者に指導されたい。(市立舞鶴市民病院契約規程第2条)</p> <p>(6)物品の検収業務等が行われていないものがある。舞鶴市病院事業会計規程第58条、第59条の規定に基づき適正に処理をされたい。</p>	<p>(1)適正な事務処理を行います。</p> <p>(2)適正に検査を行うよう徹底します。</p> <p>(3)当初契約と変更後で取扱支店が変更となったものです。今後は注意します。</p> <p>(4)記載誤りです。今後は慎重に事務処理を行います。</p> <p>(5)業者に指導し、早急に提出するよう依頼します。</p> <p>(6)今後は、適正に物品の検収を行います。</p>